

結城市・筑西市・桜川市の出火原因のトップは たき火です！

令和8年1月1日から

全ての**たき火**行為は消防署(分署)へ届出・連絡が必要です。

様式第8号

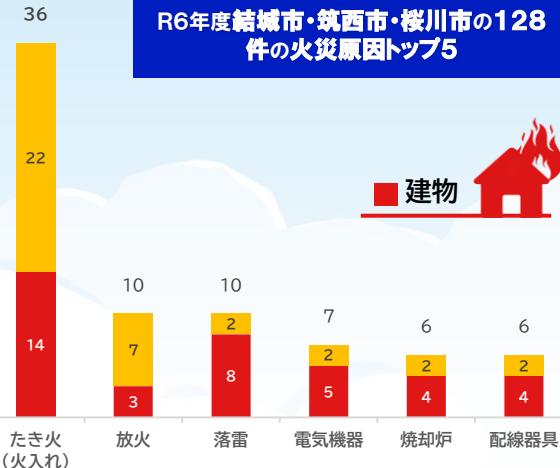
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

窓口へ持参、FAXで提出する方は届出書をご使用ください。



たき火 (屋外で裸火を使用する行為)

- (例) もみ焼き(もみ殻の燃し焼き)行為
- あぜ焼き(害虫駆除・雑草除去・土壤改良)行為
- 果樹園の伐採枝焼き行為
- キャンプファイヤー など



届出・連絡は行為の許可ではありません

届出・連絡は、たき火などを許可するものではありません。
目的や責任者、内容などについて把握するためです。

火災警報発令時は中止すること

火災警報発令時に屋外で燃焼行為をした場合は消防法に基づいて罰せられることがあります。

ゴミの野焼きは禁止されています

廃棄物を「野焼き」することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。
※一部例外あり

届出・連絡・お問い合わせ

電話・窓口・Faxのいずれかで
届出・連絡してください。

- ・電話5:00～17:00
- ・窓口8:30～17:00※平日
- ・FAX24時間※受信確認電話要す



<https://www.tikusei.or.jp/shobo/>

筑西広域消防本部

検索

筑西市	筑西消防署 川島分署 関城分署 明野分署 協和分署	☎24-4504 FAX 24-0700 ☎28-0119 FAX 28-3388 ☎37-2444 FAX 37-6144 ☎52-1581 FAX 52-2789 ☎57-3479 FAX 57-4444
結城市	結城消防署	☎32-5145 FAX 32-7667
桜川市	桜川消防署 真壁分署	☎75-3592 FAX 76-1206 ☎55-2403 FAX 54-0758